

新型コロナ対策として市が行ってきた支援策

●【5月7日で終了予定】

手続き・制度名	概要	担当課
枚方市新型コロナウイルス感染症死亡弔慰金	新型コロナウイルス感染症により死亡した市民一人につき10万円をその遺族に対して支給する。対象は新型コロナウイルス感染症により死亡した市民(死亡当時本市の区域に住所を有していた者に限る)の遺族。 ※遺族の範囲 死亡者の死亡当時における配偶者(事実婚含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹。	危機管理政策課
ひとり親等のための休業手当金	子どもの監護のため休業を余儀なくされたひとり親等の所得の支援策として支給。 対象は①～④のすべての要件に該当する世帯。 ①有給休暇の取得ができない ②新型コロナウイルス感染症に対する国の休業補償等の要件を満たさない世帯 ③枚方市において児童扶養手当または、枚方市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例に基づく医療費の助成を受給しているひとり親等の世帯 ④生活保護を受給していない ⑤個人事業主でない世帯 1日当たりの上限額4,800円 令和4年10月より4,912円	年金児童手当課
《在宅療養者への支援事業》 配食サービス事業（食事）	食事を無料で自宅に届けることにより、外出することなく療養・健康観察に専念できるよう支援する。配食時に電話連絡し、安否確認も行う。 対象は医師から診断を受けた新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者 内容：昼食と夕食及び翌日の朝食の2回配達。	健康福祉総合相談課 ／保健予防課
《在宅療養者への支援事業》 配食サービス事業（在宅療養者支援セット）	レトルト食料品等のセットを無料で自宅に届けることにより、外出することなく療養・健康観察に専念できるよう支援する。対象は医師から診断を受けた新型コロナウイルス感染症患者の内、自宅で療養を行う者。 ※配食サービス事業、もしくは在宅療養者支援セット事業のいずれかを選択。	健康福祉総合相談課 ／保健予防課
在宅障害者緊急対応事業	在宅障害者が、新型コロナウイルス感染症に罹患した家族の生活支援の代替として、新規に居宅介護・短期入所を利用する際に事業所への通常報酬上乘せすることで、事業者の円滑な対応を促す。	障害支援課
水道料金等の支払い猶予	新型コロナウイルス感染症の影響を受け収入が大幅に減少した等の事情により、水道料金・下水道使用料等の支払いが困難な方に支払い期限を延長する。	上下水道総務室 (営業料金課)
保育施設等への抗原検査キットの配布	各園において容易に感染状況を把握し、早期の感染拡大防止に資するために保育所(園)等の職員に配付。また、保育施設等の機能を維持することを目的とし、濃厚接触者となった職員の待機期間短縮等のために配付。なお、5月7日以降も抗原検査キットの在庫がある限りは、各園への配付を継続する。	私立保育幼稚園課
国民健康保険被保険者への傷病手当金	会社等に雇われている国民健康保険被保険者で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、直近3カ月の給与等の平均日額の3分の2（一部支払いがある場合はその差額分）を給付。事業所・医療機関からの証明書が必要。	国民健康保険課
後期高齢者医療被保険者への傷病手当金	会社等に雇われている後期高齢者医療被保険者で、新型コロナウイルスに感染又は感染の疑いがあり、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日について、直近3カ月の給与等の平均日額の3分の2（一部支払いがある場合はその差額分）を給付。事業所・医療機関からの証明書が必要。	後期高齢者医療課
訪問看護師による健康観察事業	訪問看護師が自宅療養者の自宅に赴き、健康状態の聞き取り、体温、血圧等の測定を行うなど健康観察や医療面からの助言援助を実施。また入所施設に対しては、感染拡大防止に係る指導を実施。	保健医療課
新型コロナウイルス電話相談窓口（専用電話）	日常生活での感染予防方法や、健康及び体調・医療機関受診のタイミング等に関する一般的な相談。	保健医療課

手続き・制度名	概要	担当課
小学校トイレ清掃委託	教室棟未改修の小学校7校のトイレについて、週2日、トイレ清掃を業者委託する。	新しい学校推進室
学校臨時休業対策事業補助金	新型コロナウイルス感染症に伴う学校の臨時休校及び出席停止の児童・生徒について給食費を補助するもの。	おいしい給食課
修学旅行等キャンセル料の負担	新型コロナウイルスの感染状況や児童・生徒又は教員の罹患等により、修学旅行等の宿泊学習を中止・延期した場合に生じるキャンセル料について公費負担するもの。	教育指導課

●【令和5年3月31日で終了】

手続き・制度名	概要	担当課
新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的取り扱い	介護認定調査が困難である場合、要介護認定及び要支援認定の有効期間を申出書の提出により新たに12ヶ月延長する。	長寿・介護保険課
保育料（利用者負担額）の減額（還付）	園児又は家族等に感染が確認された場合や濃厚接触者となった場合、クラス閉鎖があった場合に保育の提供を受けられなかった日数分の保育料を減額（還付）する。	保育幼稚園入園課
留守家庭児童会室保育料（利用者負担額）の減額	児童又は家族等に感染が確認された場合や濃厚接触者となった場合、留守家庭児童会室が休室となった場合に日数分の保育料を還付する。	放課後子ども課
住居確保給付金のコロナ特例措置	休業等により収入が減少し、住居を失う恐れのある方等について、一定期間の家賃相当額を支給する住居確保給付金制度について、支給期間の延長や支給要件を緩和する。	健康福祉総合相談課
保険料の減免 ①国民健康保険 ②後期高齢者医療保険 ③介護保険	主たる生計維持者の方が、新型コロナにより、死亡、重篤な傷病を負われた場合や事業収入、給与収入などが前年の3割以上減少する場合に保険料の減免を行う。	国民健康保険室 （国民健康保険課） （後期高齢者医療課） 健康寿命推進室 （長寿・介護保険課）
枚方市子育て世帯へのギフトカード配付事業	枚方市の住民基本台帳に登録されている18歳以下の子ども1人につき1万円のギフトカードを配布する。	子ども青少年政策課